

入札参加資格登録者（市内・準市内）各位

財 政 課 長
行政マネジメント課長

法定福利費を内訳明示した請負代金内訳書の提出について（通知）

公正で健全な競争環境を構築する観点から、社会保険（健康保険、厚生年金保険、雇用保険）に加入し、事業主が納付義務を負う保険料（法定福利費）を適切に負担する建設業者を確実に契約の相手方とすることが重要です。

さらに、建設業者の担い手の育成及び確保には、法定福利費等の実際の施工に要する通常妥当な経費を反映した適正な金額で契約を締結し、社会保険等に参加するための原資となる法定福利費が、発注者から元請企業、下請企業へ、更に個々の技能労働者まで適正に支払われるようにすることが重要です。

このことから、令和 5 年 4 月 1 日以降、契約締結後に法定福利費を明示した工事費内訳書を提出していただくこととしましたのでお知らせします。

記

1 対象工事

小矢部市が発注する建設工事（請負金額 50 万円以上）

2 内訳書の内容

（1）請負代金内訳書については、工事番号、受注者名、工事価格及び工事に従事する現場労働者に関する健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の法定の事業主負担額（以下「法定福利費」という。）を記載する。

※様式は任意とする。なお、入札時に提出する「工事費内訳書」に法定福利費を追記したもので作成することもできる。（参考様式参照）。

（2）法定福利費の算出に当たっては、国土交通省作成の「法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順」に準拠すること等、適切な方法で算出すること。

3 提出方法

工事請負契約締結後 7 日以内に工事担当課に提出する。なお、請負代金内訳書は押印不要、メールまたは紙により提出するものとする。

4 適用

令和 5 年 4 月 1 日以降の入札公告又は入札執行通知を行う工事から適用する。